

重点戦略に関する整理一覧表

政策目的・戦略目標			
重点施策		具体的施策(例)	評価の進め方・指標(例)
答申・第3次基本方針(案) (概ね5年間を見通したもの)	審議経過報告		
重点戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援			
<p>文化芸術活動に対する支援の在り方について、現状と課題、「新しい公共」等近時の動向を踏まえて抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。文化芸術団体への助成方法を見直すとともに、文化芸術活動への支援に係るPDCA(計画、実行、検証、改善)サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人からの投資と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受することができる環境を整備する。</p>			
◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、1公演ごとの審査の積み重ねとしての年間の活動への総合的な支援等のより効果的な新たな支援の仕組みを導入する。	◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や、民間からの寄附金と公的助成金を組み合わせるマッチンググラント等新たな支援の仕組みを導入する。	○文化芸術団体への支援方法を抜本的に見直し、インセンティブが働く支援制度を導入	※新たな支援の仕組みの有効性を把握・検証する。(例:支援対象団体に対するアンケート調査(調査項目例:入場者数、寄附金収入の状況等))
◆ 企業等の民間や個人からの文化芸術活動に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援するため、寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制等の検討を行う。	◆ 寄附税制の拡充や文化芸術資源の活用を促進する税制の検討等を通じて、企業等の民間や個人からの文化芸術に対する投資拡大を促すとともに、NPO法人等「新しい公共」による文化芸術活動を支援する。	○寄附税制の拡充 ○文化芸術資源の活用を促進する税制等の検討	・主な文化芸術関係団体・機関や事業に対する寄附件数、寄附額
◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させるため、新たな審査・評価の仕組みである「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けて、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。	◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。	○日本版アーツカウンシルの試行的導入 ○諸外国の文化芸術助成機関に関する調査研究	※日本版アーツカウンシルの試行的導入の効果を検証する。 ・当該分野における文化芸術団体の活動についての把握状況 ・支援対象団体に対する事後評価の実施状況等
◆	◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。	○劇場・音楽堂からの創造発信への支援	・支援対象の劇場・音楽堂における稼働率、自主公演数、運営体制、地域住民の満足度
◆ 「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」に基づき、美術品の国家補償制度を導入するとともに、適切な制度運用を図る。	◆ 美術品の国家補償制度を速やかに導入する。	○美術品国家補償制度の導入	※展覧会の企画内容、作品の充実度、地方巡回展の状況等について文化審議会において検証する。 ・美術品国家補償制度の導入に伴う保険料軽減額
◆ 国立の美術館・博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。	◆ 国立の美術館・博物館や劇場について、地域的な配置状況も踏まえ、地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。	○政府全体の独立行政法人等の抜本改革に向けた取組と連携しつつ、国立文化施設等の在り方について検討し、運営の仕組みを改善	※国立文化施設等の在り方について検討する中で、それら施設等の特性を踏まえた評価の在り方についても検討する。

重点戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場・音楽堂、美術館・博物館等の文化施設や文化財にかかわり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

◆	◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。	○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 ○新進芸術家の海外研修 ○メディア芸術祭における顕彰制度の充実 ○メディア芸術クリエイター育成支援事業	・発表・研修の機会を得た新進芸術家やクリエイターのその後の活躍状況
◆	◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。	○劇場・音楽堂からの創造発信への支援【再掲】 ○博物館の管理・運営に関する研修	・「優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業」におけるアートマネジメント研修や舞台技術者研修への参加者数、参加者の満足度、文化施設におけるそれら研修の受講者率 等
◆	◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。	○無形文化財の伝承 ○民俗文化財の伝承・活用等 ○文化財保存技術の伝承等 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業	・重要無形文化財及び選定保存技術者への支援状況 ※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」に関する効果を把握・検証する。
◆ ※「関係機関との連携」等については「重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項」において記載。	* ◆ 文化芸術の振興に当たり、大学等の関係機関との連携を強化する。		

重点戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

すべての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する。

◆ できるだけ若い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。	* ◆ できるだけ若い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。	○次代を担う子どもの文化芸術体験事業 ○伝統音楽等の普及促進支援事業 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】	・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を体験した子どもの数 ・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の実施により学校の教育活動等に与えた効果（※アンケート調査により把握） ・目標とする巡回公演数及び派遣事業実施箇所数に対する達成度合い
◆ 文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。	* ◆ 文化芸術を通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校教育における芸術教育を充実する。	○次代を担う子どもの文化芸術体験事業	・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」を体験した子どもの数 ・「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」の実施により学校の教育活動等に与えた効果（※アンケート調査により把握）

重点戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

国民的財産である有形・無形の文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

<p>文化財の種類や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。</p>	<p>* ◆ 文化財の修理や防災対策を計画的に進める。</p>	<p>○文化財の保存修理等 ○文化財の防災施設の整備等</p>	<p>・文化財の保護・継承のための補助件数 ・防災施設等の整備割合</p>
<p>文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。</p>	<p>* ◆ 文化財の公開・活用を一層進める。</p>	<p>○有形・無形文化財の公開・活用 ○文化庁主催の展覧会事業 ○「歴史文化基本構想」普及促進事業 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】</p>	<p>・公開承認施設数と公開承認施設において重要文化財が出品された展覧会数との割合 ※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」に関する効果を把握・検証する。</p>
<p>文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。</p>	<p>✓ ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築を着実に進めるとともに、その積極的な活用策を検討する。そのため、作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備が可能な分野から早急に着手する。</p>	<p>○メディア芸術デジタルアーカイブ ○文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究 ○文化遺産オンライン構想</p>	<p>・アーカイブした作品数とレファレンス数（デジタルを含む） ・作品、資料等の所在情報収集の進捗状況</p>

重点戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

文化芸術資源（文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果）を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

<p>◆ 文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。</p>	<p>* ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や各地に所在する文化芸術資源を、その価値を適切に継承しつつ、観光振興、地域振興等に活用するための取組を進める。</p>	<p>○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】 ○「歴史文化基本構想」普及促進事業【再掲】 ○文化遺産オンライン構想【再掲】</p>	<p>・「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の実施市町村における観光客数</p>
<p>◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。</p>	<p>* ◆ 文化芸術活動の成果を創造産業や観光関連産業に結び付ける取組を進める。</p> <p>* ◆ 地域の文化芸術資源の発掘・活用に関し、創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援するとともに、地方芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。</p>	<p>○文化芸術創造都市の推進 ○文化芸術の海外発信拠点形成事業 ○劇場・音楽堂からの創造発信への支援【再掲】</p>	<p>※文化芸術創造都市における文化芸術以外の分野への波及効果を検証する。</p> <p>・支援対象の劇場・音楽堂における稼働率、自主公演数、運営体制、地域住民の満足度</p>
<p>◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。</p>	<p>✓ ◆ 「くらしの文化」の振興に着手し、地域に根ざした身近な文化芸術資源を掘り起こす。</p>	<p>○「くらしの文化」振興事業（実態調査・把握の後に実施） ○文化芸術創造都市の推進【再掲】</p>	

重点戦略6 文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、我が国の文化芸術水準や対外イメージの向上を図るとともに、諸外国との相互理解を促進する。

◆	◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。	○文化芸術の海外発信拠点形成事業【再掲】 ○文化交流使事業 ○国際芸術交流支援事業 ○文化財海外交流展 ○文化財の海外交流・協力の推進	・「文化芸術の海外発信拠点形成事業」により支援した芸術家のその後の活動成果(例:受賞歴)等 ※文化交流使の行ったイベントの参加者に対するアンケート調査を行う。
◆	◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。	○国際芸術フェスティバル支援事業 ○メディア芸術祭	・支援対象となる国際芸術フェスティバルへの参加国数、参加芸術家数、参加者数等 ・メディア芸術祭への海外からの応募者数、メディア芸術祭来場者の満足度
◆	◆ 文化発信・交流の拠点として博物館・美術館や大学の活動・内容を充実する。	○在外日本の古美術に係る博物館・美術館研究協力事業 ○アジアの博物館・美術館交流事業 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業【再掲】	※「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」の支援対象に対してアンケート調査を行う。
◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。	* ◆ 文化財分野における国際協力を充実する。	○文化財の国際協力の推進(文化遺産保護国際貢献事業等)	・文化遺産国際協力コンソーシアムへの参加者・参加機関数
◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に、「東アジア芸術創造都市(仮称)」や大学間交流における活動等、東アジア地域における文化芸術活動を推進する。	* ◆ 東アジア各国の参加を得て、芸術都市を定め、様々な文化芸術活動を開催する「東アジア芸術創造都市(仮称)」や、大学間交流における活動等も含め、東アジアにおける文化芸術活動を推進する。	○東アジア文化芸術会議の開催 ○文化芸術の海外発信拠点形成事業【再掲】	※「東アジア文化芸術会議」の参加者に対するアンケート調査を行う。 ・「文化芸術の海外発信拠点形成事業」により支援した芸術家のその後の活動成果(例:受賞歴)等